

議案第12号

教育長の権限に属する事務の一部を学校その他の教育機関の長等に委任する事務を定める規程の一部を改正する規程の制定について

教育長の権限に属する事務の一部を学校その他の教育機関の長等に委任する事務を定める規程（昭和29年教育委員会規程第1号）の一部を改正する規程を別紙のとおり制定する。

平成30年4月9日提出

名張市教育委員会
教育長 上 島 和 久

教育長の権限に属する事務の一部を学校その他の教育機関の長等に委任する事務を定める規程の一部を改正する規程の制定について

1. 改正理由

名張市長の権限に属する事務の一部委任に関する規則の一部改正による同規則の題名の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

2. 改正内容

引用する規則の題名の改正により、規定を整理する。

3. 施行期日

公布の日から施行する。

教育長の権限に属する事務の一部を学校その他の教育機関の長等に委任する事務を定める規程の一部を改正する規程

教育長の権限に属する事務の一部を学校その他の教育機関の長等に委任する事務を定める規程（昭和29年教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「名張市長の権限に属する事務の一部委任に関する規則」を「名張市長の権限に属する事務の一部委任等に関する規則」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

教育長の権限に属する事務の一部を学校その他の教育機関の長等に委任する事務を定める規程の一部を改正する規程新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、名張市教育委員会の教育長に対する事務の委任に関する規則（昭和50年教育委員会規則第4号）、<u>名張市長の権限に属する事務の一部委任等に関する規則</u>（昭和39年規則第14号）の規定により名張市教育委員会の教育長の権限に属するとされている事務のうち、その一部を学校その他の教育機関の長等に対し委任することについて必要な事項を定める。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、名張市教育委員会の教育長に対する事務の委任に関する規則（昭和50年教育委員会規則第4号）、<u>名張市長の権限に属する事務の一部委任に関する規則</u>（昭和39年規則第14号）の規定により名張市教育委員会の教育長の権限に属するとされている事務のうち、その一部を学校その他の教育機関の長等に対し委任することについて必要な事項を定める。</p>